官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十四日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

法第27条第１項第２号の規定に係る事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
栃木県支部	栃木県宇都宮市本町12番11号	栃木県宇都宮市昭和一丁目３番10号	平成27年11月４日（水）

法　　務

公証人任免

大阪法務局所属公証人高橋文仲は願により公証人を免ぜられた。

細井正弘は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人高橋文仲の後任を命ぜられた。（以上十一月十六日）（法務省）

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間875円」を「１時間888円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

福井労働局長　加藤　滋穂

第４号中「１時間810円」を「１時間821円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

福井労働局長　加藤　滋穂

第４号中「１時間776円」を「１時間790円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成24年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

福井労働局長　加藤　滋穂

第４号中「１時間773円」を「１時間791円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間852円」を「１時間867円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間725円」を「１時間739円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

佐賀労働局長　田窪　丈明

第４号中「１時間746円」を「１時間760円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 24 日

宮崎労働局長　佐藤　俊彦

第４号中「１時間695円」を「１時間705円」に改める。

公　　告

諸　事　項

工場財団

東京都江東区豊洲三丁目２番24号**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に茨城県ひたちなか市大字堀口751番地ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社那珂工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 27 年 11 月 24 日　　水戸地方法務局

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の工場財団に熊本市南区八幡一丁目１番１号ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社川尻工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 27 年 11 月 24 日　　熊本地方法務局

十四番土地改良区役員の退任の公告

茨城県及び千葉県の区域の一部を地区とし、茨城県潮来市に事務所を有する十四番土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 27 年 11 月 24 日

関東農政局長　石田　　寿

退任

役職	氏名	住所
理事	上羽　壽一	茨城県潮来市潮来4168番地